

第122期 中間決算公告

2024年12月27日

長崎市栄町3番14号
株式会社 長崎銀行
代表取締役 開地 龍太郎

中間貸借対照表（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	49,907	預 金	280,944
有 価 証 券	12,191	譲 渡 性 預 金	2,620
貸 出 金	272,013	コ ー ル マ ネ ー	28,000
そ の 他 資 産	1,856	借 用 金	6,400
リース投資資産	—	そ の 他 負 債	2,151
そ の 他 の 資 産	1,856	未 払 法 人 税 等	48
有 形 固 定 資 産	4,266	リ ー ス 債 務	142
無 形 固 定 資 産	85	資 産 除 去 債 務	34
前 払 年 金 費 用	122	そ の 他 の 負 債	1,925
支 払 承 諾 見 返	10	退 職 給 付 引 当 金	8
貸 倒 引 当 金	△ 218	役員退職慰労引当金	81
投資損失引当金	△ 42	睡眠預金払戻損失引当金	29
		偶 発 損 失 引 当 金	48
		繰 延 税 金 負 債	71
		再評価に係る繰延税金負債	493
		支 払 承 諾	10
		負 債 の 部 合 計	320,859
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	7,621
		資 本 剰 余 金	5,963
		資 本 準 備 金	3,500
		その他資本剰余金	2,463
		利 益 剰 余 金	4,106
		利 益 準 備 金	273
		その他利益剰余金	3,832
		繰越利益剰余金	3,832
		株 主 資 本 合 計	17,692
		その他有価証券評価差額金	528
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,114
		評価・換算差額等合計	1,642
		純 資 産 の 部 合 計	19,335
資 産 の 部 合 計	340,194	負債及び純資産の部合計	340,194

中間損益計算書

[

2024 年 4 月 1 日から
2024 年 9 月 30 日まで

]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	2,554
資金運用収益	2,035
(うち貸出金利息)	(1,752)
(うち有価証券利息配当金)	(243)
役務取引等収益	433
その他経常収益	84
経常費用	2,270
資金調達費用	85
(うち預金利息)	(73)
役務取引等費用	570
営業経費用	1,553
その他経常費用	61
経常利益	283
特別損失	83
税引前中間純利益	200
法人税、住民税及び事業税	21
法人税等調整額	△2
法人税等合計	19
中間純利益	181

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については零としています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は190百万円です。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、ゴルフ会員権の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しています。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額を見積り、必要と認められる額を計上しています。

4. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としています。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額としています。

5. グループ通算制度の適用

株式会社西日本フィナンシャルホールディングスを通算親法人とするグループ通算制度を適用しています。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)等を当中間会計期間の期首から適用しています。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

該当ありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	265百万円
危険債権額	2,812百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	52百万円
合計額	3,131百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は1,482百万円です。

3. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 2百万円

貸出金 14,958百万円

担保資産に対応する債務

預金 139百万円

借入金 6,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、現金1,400百万円を差し入れています。

また、その他の資産には、保証金等107百万円が含まれています。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,492百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものが49,948百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 3,412百万円

7. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、10.43%です。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益75百万円を含んでいます。
2. 「その他経常費用」には、雑損10百万円及び偶発損失引当金繰入額39百万円を含んでいます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません(注1)参照)。また、現金預け金、譲渡性預金及びコールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位: 百万円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券(*1)	11,125	11,125	—
(2) 貸出金 貸倒引当金(*2)	272,013 216		
	271,796	273,112	1,315
資産計	282,922	284,238	1,315
(1) 預金	280,944	280,872	△72
(2) 借入金	6,400	6,263	△136
負債計	287,344	287,136	△208

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めていません。

(単位: 百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,044
組合出資金(*2)	22

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

- (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
該当ありません。

なお、中間貸借対照表に計上している有価証券12,191百万円のうち市場価格のない株式等及び組合出資金を除く11,125百万円はすべて、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託です。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、売却 及び償還 の純額	投資信託の基準 価額を時価とみ なすこととした 額	投資信託の基準 価額を時価とみ なさないことと した額	期末残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間貸借対照表 目において保有 する投資信託の 評価損益
	損益に 計上	評価・換 算差額 等に計 上 (*1)					
10,925	—	96	102	—	—	11,125	—

(*1) 中間貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	273,112	273,112
資産計	—	—	273,112	273,112
預金	—	280,872	—	280,872
借入金	—	6,263	—	6,263
負債計	—	287,136	—	287,136

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としています。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。当該時価はレベル3の時価に分類しています。

負 債

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しています。割引率は、市場金利を用いています。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル2の時価に分類しています。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しています。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

中間貸借対照表中の「有価証券」です。

その他有価証券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他の証券	11,125	10,366	759
	投資信託	11,125	10,366	759
	小 計	11,125	10,366	759
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の証券	—	—	—
	投資信託	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		11,125	10,366	759

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注)	19百万円
貸倒引当金	121
減損損失	31
退職給付引当金	2
役員退職慰労引当金	24
減価償却費	50
その他	185
繰延税金資産小計	436
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△235
評価性引当額小計	△235
繰延税金資産合計	200
繰延税金負債	
資産除去債務	3
前払年金費用	37
その他有価証券評価差額金	231
繰延税金負債合計	272
繰延税金負債の純額	71百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2024年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	10	2	7	—	19
評価性引当額	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	10	2	7	—	(*2) 19

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(*2) 当事業年度以降において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当中間会計期間
役務取引等収益	421
うち預金・貸出業務	4
うち為替業務	41
うち証券関連業務	172
うち代理業務	26
顧客との契約から生じる経常収益	421
上記以外の経常収益	2, 133
外部顧客に対する経常収益	2, 554

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	11, 048円58銭
1株当たりの中間純利益	103円50銭